



技 第13号 の50

平成23年3月30日

株式会社 丸幸

代表取締役 渡邊 均 様

千葉県知事 鈴木 栄治



解体工事業の登録について(通知)

平成23年3月24日付けで申請のあった解体工事業については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条第1項の規定により、下記のとおり登録したので、同法第23条第2項の規定により通知します。

記

登録番号 千葉県知事(登-22)第0914号

登録の有効期間 平成23年3月30日から平成28年3月30日まで

注) 登録の更新申請を行う場合の書類提出期限：平成28年2月末日

(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直前の開庁日)